

Q & A（専門職向け）

Q 1 私の父（母）の再婚相手が後見人等を必要とする場合、私は、申立てをすることはできますか？

A 1 できます。

法律上、四親等内の親族は申立てをすることができることになっていますが（民法7条）、「親族」には、三親等内の姻族を含みます（民法725条3号）。血族の配偶者は姻族に含まれるので、父（母）の再婚相手は一親等の姻族となり、「四親等内の親族」といえることから、申立てをすることができます。

Q 2 本人が再婚している場合、本人の配偶者の連れ子は申立てをすることはできますか。

A 2 できます。

配偶者の血族は姻族に含まれるので、本人の配偶者の連れ子は、一親等の姻族となり、「四親等内の親族」といえることから、申立てをすることができます。本人と連れ子が養子縁組をしていなくとも、申立てができるという結論に変わりはありません。

Q 3 本人の養子の子（関係上は孫に相当）が後見人等を必要とする場合、本人が申立てをすることができますか？

A 3 本人の養子の子が、本人と養子が養子縁組をする前に生まれたか、後に生まれたかによって、結論が変わります。

養子の子が、本人と養子が養子縁組をする前に生まれた子である場合、本人と養子の子の間には親族関係がないため、本人が申立てをすることはできません。

他方、養子の子が、本人と養子が養子縁組をした後に生まれた子である場合、養子の子は二親等の親族となり、「四親等内の親族」といえることから、本人が申立てをすることができます。

Q 4 外国籍の人を本人として、申立てをすることができますか？

A 4 できます。

本人が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始または補助開始の申立てをすることができます（法の適用に関する通則法5条）。

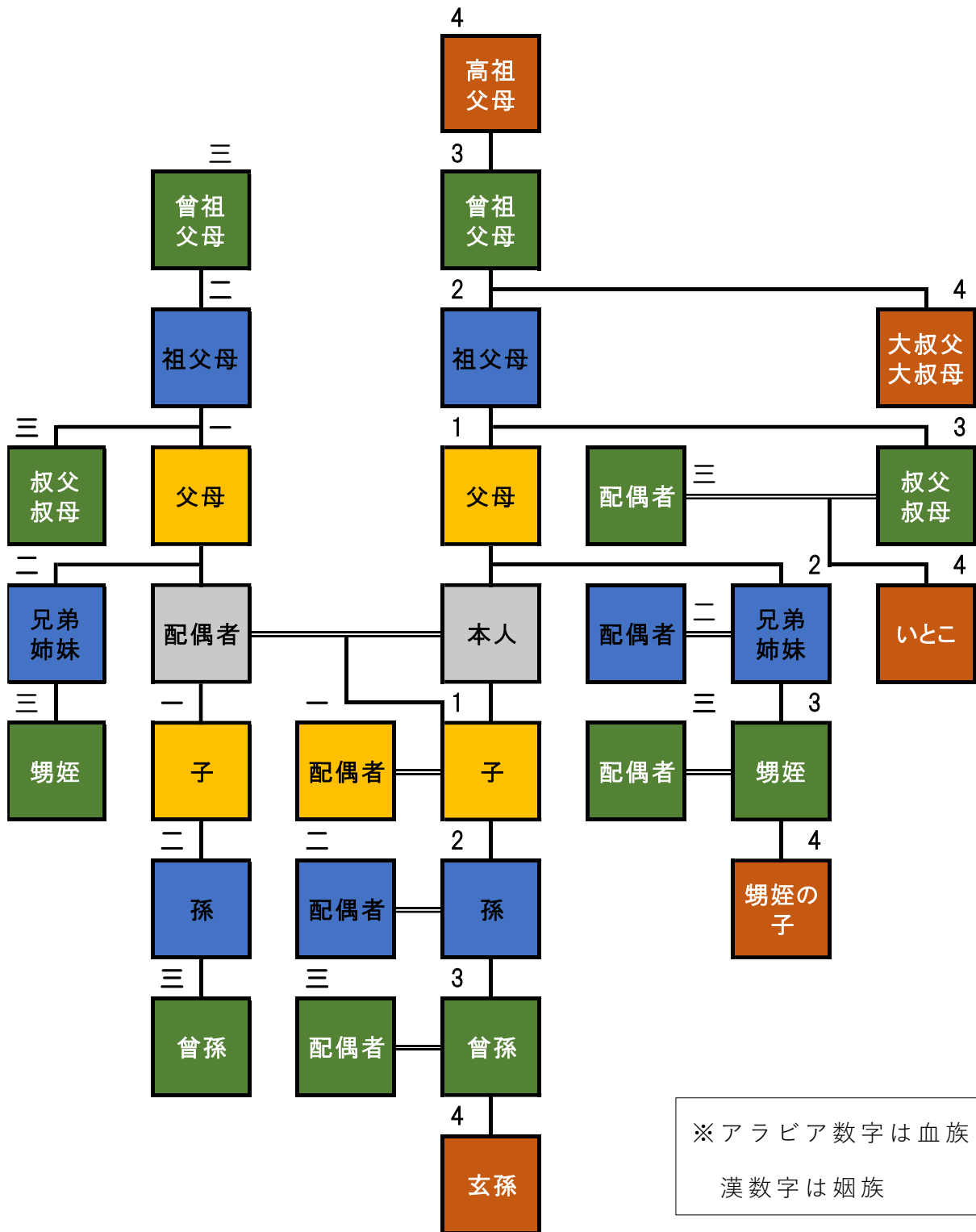
Q 5 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。

A 5 本人の配偶者及び子の意見書を提出してください。子がいない場合は、本人の親や兄弟姉妹などの推定相続人の意見書を提出してください。これらの親族の中に意見書を提出できない方がいる場合には、その理由を尋ねられる場合があります。

親族の意見書の提出が難しい場合には、その旨の上申書等の作成・提出をご検討ください。



申立て可能な4親等内の親族図



※アラビア数字は血族
漢数字は姻族